

# 海老名市教育委員会

(平成28年 9月 定例会議事日程)

日時 平成28年 9月29日(木)

午前10時00分

場所 海老名市役所703会議室

## 教育長報告

日程第 1 報告第 13 号 海老名市業務嘱託員（学校安全監視員）の委嘱について

日程第 2 議案第 16 号 海老名市奨学金給付資格の見直しについて

日程第 3 議案第 17 号 全国学力・学習状況調査結果の公表について

# 海老名市教育委員会

平成28年 9月定例会



## ◇教育長報告

### 1 主な事業報告

- |          |   |
|----------|---|
| 8月19日(金) | 教育委員会8月定例会  |
| 20日(土)   | 南相馬交流キャンプ閉会式  |
| 21日(日)   | 第2回総合教育会議   |
| 22日(月)   | 台風第9号対応   |
| 23日(火)   | ひびきあう教育研究発表大会   |
| 24日(水)   | 市長定例記者会見<br>初任者宿泊研修                                       |
| 25日(木)   | 有馬中学校区小中一貫教育教職員研修会  |
| 27日(土)   | いきものがかりライブ1日目   |
| 28日(日)   | いきものがかりライブ2日目   |
| 29日(月)   | 第二学期始業式<br>朝のあいさつ運動(中新田小)<br>教育委員会点検評価報告書議長提出<br>台風第10号対応 |
| 31日(水)   | 市議会第3回定例会本会議(開会)  |
| 9月 1日(木) | 代表質疑部内ヒアリング   |
| 2日(金)    | 校長会学校予算要望<br>代表質疑答弁ヒアリング                                  |
| 3日(土)    | ひびきあい塾  |
| 5日(月)    | 市議会第3回定例会本会議(代表質疑)  |
| 6日(火)    | 一般質問部内ヒアリング   |
| 7日(水)    | 9月校長会議<br>一般質問答弁ヒアリング                                     |
| 8日(木)    | 一般質問答弁ヒアリング   |
| 9日(金)    | 9月教頭会議<br>図書館連絡会  |

- 10日(土) えびなっこ絵画展表彰式  
県青年会議所海老名大会
- 11日(日) オアシスポスターコンクール審査会
- 12日(月) 文教社会常任委員会(補正予算)
- 13日(火) 十五夜豆腐寄贈セレモニー(有鹿小)
- 14日(水) 指導主事学習会(学状分析)
- 15日(木) 市議会第3回定例会本会議(一般質問)
- 16日(金) 市議会第3回定例会本会議(一般質問)
- 17日(土) 中学校体育祭
- 20日(火) 学校応援団連絡会・研修会  
よりよい授業づくり学校訪問(杉本小)  
英語教育打合せ(プレゼンテーション)
- 21日(水) えびな歴史絵手紙審査会  
教育課題研究会
- 23日(金) よりよい授業づくり学校訪問(中新田小)
- 25日(日) 小学校運動会  
有馬小・上星小・門沢橋小・社家小・今泉小
- 27日(火) 文教社会常任委員会(決算審査)
- 28日(水) 市薬剤師会との面談
- 29日(木) 教育委員会9月定例会  
最高経営会議  
第2回海老名市英語教育推進協議会
- 30日(金) 市議会第3回定例会本会議(閉会)



## ② いきものがかりライブコンサートについて

8月の27日、28日と「超いきものまつり2016地元でSHOW!!～海老名でしょー!!!～」と題した「いきものがかり」のライブコンサートが、海老名運動公園陸上競技場で行われました。

そこに、杉久保小学校の1年生と6年生を中心とした児童と教職員、PTAの方が出演しました。

いきものがかりの3人と「YELL（エール）」という曲を歌いました。子どもたちには難しい曲ですが、よく練習して、ステージに立ち約2万5千人の前で歌い上げました。

子どもたちにとっては、学校教育の活動の中では得られない、有意義な経験になったことでしょう。

今回は、「いきものがかり」の思いによる稀な機会でしたが、多くの子どもに、非日常的な場面での経験を設定することも、私たちの仕事ではないか考えたところです。



## ③ 中学校3年生の進路に係る保険の加入について

海老名市では、児童生徒の学校管理下での災害や事故によるケガや病気などに対応するため「日本スポーツ振興センター」の保険と、それを補完する形で「全国市長会」の保険に加入しています。

しかしながら、学校管理下であるかないかの規定で保険が適用されるか否かが判断されます。そういう中で進路に係る入学試験やその手続き、就職のための面接等については、教員の引率がなければ学校管理下外と判断されることがわかりました。そこで、現在、今年度から中学3年生の進路に係る傷害・賠償保険の加入について検討しているところです。

進路に係る生徒の校外の活動は、学校での指導のもとで全生徒が対象となるものであり、郊外の活動で保護者の責任で行うものであるということによって済まされるものではないと、道義的には考えるところです。

今後、加入すると決定した場合は、補正予算を議会で承認していただくなどの手続きが必要となりますが、この保険の加入について、委員のみなさんの意見をお聞きします。

県内では、横浜市、小田原市が対応していますが、保護者負担で市や学校で行っているとのこと。また、次年度に向けては、学校管理下外の児童生徒の保険について、以前「フルガード」等を検討しましたが、再度の検討が必要だと考えているところです。

以上でございます。

## 報告第13号

### 海老名市業務嘱託員（学校安全監視員）の委嘱について

海老名市業務嘱託員（学校安全監視員）の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月29日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 報告理由

任期満了に伴い、新たに委嘱したため

## 非常勤特別職(学校安全監視員)の委嘱について

### 1 学校安全監視員について

校内を定期的に巡回することにより不審者の侵入を抑止するとともに、事故発生時に迅速かつ適切な処置を行うことで、児童の安全を確保する

### 2 委嘱期間について

平成28年9月1日から平成29年3月31日まで

### 3 提案理由

任期満了による

### 4 新旧委嘱者

#### 【新】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
岩本 知二	66	新規	上星小学校
黒羽 幸男	70	新規	東柏ヶ谷小学校

#### 【旧】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
小藺 秀興	73	任期満了	上星小学校 (臨時学校安全監視員)
池田 具可	73	任期満了	東柏ヶ谷小学校 (臨時学校安全監視員)

### 5 名簿

別紙のとおり

## 海老名市非常勤特別職（業務嘱託員（三））名簿

## 学校安全監視員

任 期：平成28年4月1日～平成29年3月31日

平成28年9月1日

勤務校	氏名	ふりがな	年齢	採用日等
海老名小学校	猪股 弘	いのまた ひろし	69	H24.1.16
	川田 明	かわた あきら	69	H25.4.5
	加納 武征	かのう たけゆき	71	H26.4.1
柏ヶ谷小学校	森 博志	もり ひろし	70	H26.4.1
	荒島 良則	あらしま よしのり	66	<b>H28.4.1</b>
	千葉 陽一郎	ちば よういちろう	66	<b>H28.4.1</b>
有鹿小学校	木村 好夫	きむら よしお	68	H23.5.13
	内山 功	うちやま いさお	68	H26.6.17
	梅津 一彦	うめづ かずひこ	63	<b>H28.4.1</b>
有馬小学校	松浦 勝己	まつうら かつみ	72	H21.4.1
	加藤 武久	かとう たけひさ	72	H24.4.1
	城所 重男	きどころ しげお	67	<b>H28.4.1</b>
大谷小学校	石河 進	いしこ すずむ	68	H24.6.1
	山崎 敏	やまざき さとし	70	H24.11.1
	小林 秀一	こばやし ひでかず	65	H26.6.1
上星小学校	吉見 庄次	よしみ しょうじ	70	H22.4.1
	加藤 明宏	かとう あきひろ	70	H23.11.28
	岩本 知二	いわもと ともじ	66	<b>H28.9.1 新採用</b>
中新田小学校	橋本 浩一郎	はしもと こういちろう	71	H20.6.1
	森 一郎	もり いちろう	71	H24.4.1
	横道 良三	よこみち りょうぞう	68	H26.4.1
門沢橋小学校	尾之上 正治	おのうえ まさはる	67	H22.9.1
	山下 幸男	やました さちお	71	H24.4.1
	平原 邦夫	ひらはら くにお	73	H26.4.1
東柏ヶ谷小学校	枝田 信二	えだ しんじ	68	H25.5.16
	橋本 堅次	はしもと けんじ	66	<b>H28.4.1</b>
	黒羽 幸男	くろば ゆきお	70	<b>H28.9.1 新採用</b>
社家小学校	高澤 正臣	たかざわ まさおみ	72	H26.4.1
	千坂 嘉昭	ちさか よしあき	70	H26.6.1
	壁 正雄	へき まさお	63	<b>H28.4.1</b>
杉久保小学校	山室 修次	やまむろ しゅうじ	67	H23.4.1
	金岡 義一	かなおか よしかず	73	H25.4.1
	高島 勲	たかばた いさお	70	H25.12.1
今泉小学校	仁科 功次	にしな こうじ	71	H17.10.1
	山口 隆之	やまぐち たかゆき	70	H23.2.1
	阿部 敏雄	あべ としお	67	H26.6.20
杉本小学校	岡本 一二三	おかもと ひふみ	69	H25.4.16
	西田 克也	にしだ かつや	69	H26.1.14
	塩澤 達夫	しおざわ たつお	66	H26.4.1

議案第16号

海老名市奨学金給付資格の見直しについて

海老名市奨学金給付資格の見直しについて、議決を求める。

平成28年9月29日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

給付資格の一部を見直ししたいため

## 海老名市奨学金給付資格の見直しについて

### 1 概要

経済的理由により就学が困難な世帯への就学支援を目的として行う奨学金給付事業について、給付資格の一部を見直す。

### 2 見直す点及び理由

現状、選考委員会では、海老名市奨学金支給条例に第 2 条に規定する「学習成績が良好」であるとする要件を選考基本方針に基づき、成績平均 3. 1 以上を基準とし、選考している。今回、「学習成績が良好」であるとする要件を見直し、学習意欲が高ければ受給できるようにすることで、本来の事業目的である、経済的理由により就学困難な世帯の生徒を救済するため。

### 3 その他

給付資格を見直すことにより、条例改正が必要となる場合の今後のスケジュール。

10月13日 政策会議

10月25日 最高経営会議

12月 議会提出

### 4 参考

28年度申請者 44名。支給決定者 40名。成績要件による不適合者なし。

27年度申請者 52名。支給決定者 40名。成績要件による不適合者 7名。

26年度申請者 52名。支給決定者 40名。成績要件のみを理由とする不適合者 6名。

## 海老名市奨学金条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校（第1学年から第3学年までに限る。）への修学困難な者に対し、修学を奨励するため、予算の範囲内において奨学金を給付することを目的とする。

（昭和54条例30・平成11条例9・平成12条例39・平成24条例13・  
一部改正）

第2条 削除（平成24条例13）

(給付資格)

第3条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。

- (1) 本市に居住する青少年であること。
- (2) 学習成績が良好であること。
- (3) 性行の善良な者であること。

（昭和54条例30・平成4条例7・平成12条例39・一部改正）

(奨学金の額及び給付期間)

第4条 給付する奨学金の額は120,000円とし、給付期間は1年間とする。

（平成20条例28・全改）

(給付の申請)

第5条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。

（平成20条例28・一部改正）

(奨学生選考委員会の組織)

第7条 奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

(1) 民生委員の代表者

(2) 小学校長の代表者

(3) 中学校長

(4) 学識経験者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭和49条例10・昭和51条例22・昭和54条例30・平成12条例39・平成20条例28・一部改正)

(選考委員会の職務)

第8条 選考委員会は、教育委員会の諮問に対し、奨学生としての適否及び理由その他必要な事項を答申しなければならない。

(平成20条例28・一部改正)

(身元保証人)

第9条 奨学金給付の決定を受けた者は、本市に居住し、独立の生計を営む成年者の身元保証人をたてなければならない。

(昭和54条例30・平成12条例39・一部改正)

(奨学金給付の方法)

第10条 奨学金は奨学生本人に給付する。

(平成20条例28・一部改正)

(流用の禁止)

第11条 奨学金は、有効適切に使用し、これを他の目的に流用してはならない。

(奨学金の停止又は廃止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、

又は廃止することができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業の成績又は性行が不良となったと認められるとき。
- (3) 傷病その他の理由により学業を続けることが困難と認められるとき。
- (4) 本市に居住しなくなったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 正当な理由なく転校したとき。
- (7) 奨学生を辞退したとき。
- (8) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(昭和 51 条例 22・昭和 54 条例 30・平成 12 条例 39・一部改正)

(奨学金の返還)

第 13 条 奨学金の給付を受けている者が、第 11 条の規定に違反したとき、又は第 12 条の規定に該当するときは、教育委員会は選考委員会の答申を得て給付した奨学金の返還をさせることができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和 43 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 3 月 19 日条例第 10 号)

- 1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の条例で増員となった委員の任期は、現委員の任期とする。

附 則 (昭和 51 年 7 月 5 日条例第 22 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例で増員となった委員の任期は、現委員の任期とする。

附 則 (昭和 54 年 9 月 25 日条例第 30 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例で増員となった委員の任期は、第 7 条第 3 項本文の規定にかかわらず

ず、昭和 56 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 2 年 3 月 23 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 3 日条例第 7 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 18 日条例第 9 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 8 日条例第 39 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 3 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以後に給付を決定する奨学金について適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日条例第 13 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

平成28年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法について

別紙のとおり、平成28年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法について、議決を求める。

平成28年9月29日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

今年度の全国学力・学習状況調査の公表方法について決定したいため

## 平成28年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法について

### ◆公表の目的

- ① ひとりひとりの児童・生徒が、自分自身を改善する。
- ② 学校が指導の改善に生かす。
- ③ 海老名市教育委員会が教育施策の改善に生かす。
- ④ 保護者・市民に公表し、学習習慣や生活習慣の改善に向けて協力を得る。

### ◆公表の方法

#### ≪ 市全体の結果 ≫

- ・ 平均正答率や分布、質問紙の結果を、全国・県との比較で、数値や文章で表記する。
- ・ 平成26年度からの経年比較の結果を記載する。
- ・ 分析とともに今後の具体的な施策を記載する。
- ・ 地域や家庭と協力して取り組むことを記載する。
- ・ 市のHPにて公表する。(印刷物での配布はしない)
- ・ 「結果概要」「ダイジェスト版」を作成し、公表する。

#### ≪ 各校の結果 ≫

- ・ 全校同じ構成で公表するが、様式・内容については学校裁量とする。
- ・ 平均正答率は記載せず、文章で表記する。
- ・ 分析とともに「これまでの取組から」「今後の具体的な取組について」を記載する。
- ・ 家庭との協力について記載する。
- ・ 冊子で全家庭に配布する。
- ・ 市のHPにて公表する。

平成28年9月29日  
定例教育委員会資料  
教育支援課指導係

# 平成28年度 全国学力・学習状況調査

## 海老名市結果公表様式 (案)

海老名市教育委員会

# 中学校数学B (主として「活用」に関する問題)

平成28年度  
全国学力・学習状況調査

## 問題の趣旨

数学に関する学習内容のうち、身につけた基礎的な力を生かして様々な問題を解決したり、工夫して生活したりする力について調べる問題です。身近な事象について、文字式・平面図・表・グラフ・数量関係を表した式などを利用しながら解決したり、説明したりする問題が出題されています。

## 全体の正答率

\* 平均正答率とは、ひとりひとりの児童生徒の正答率(全設問のうち何%の設問に正答したか)を平均したものです。

平均正答率は全国と比較して  
3.4%上回っています

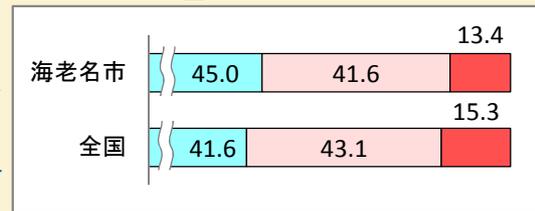
### 《平均正答率(%)》

	海老名市	神奈川県	全国	全国との比較
数学B	45.0	43.3	41.6	+3.4

誤答の様子は…

### 《誤答の内訳(%)》

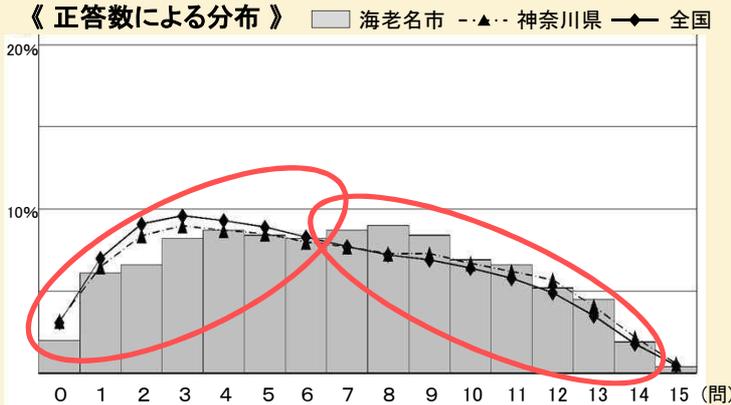
■ 正答 ■ 誤答(書いたが不正解だった)  
■ 無解答(何も書かなかった)



無解答率(何も書かなかった)は13.4%でした。

分布の様子は…

### 《正答数による分布》



全国と比較すると  
正答数が7~14問の生徒が多く  
6問以下の生徒が少ない  
ことがわかります

\* 正答率50%以下(0~7問)の生徒の割合は  
56.9%でした。(全国は62.9%)

\* 正答率80%以上(12~15問)の生徒の割合は  
12.1%でした。(全国は10.7%)

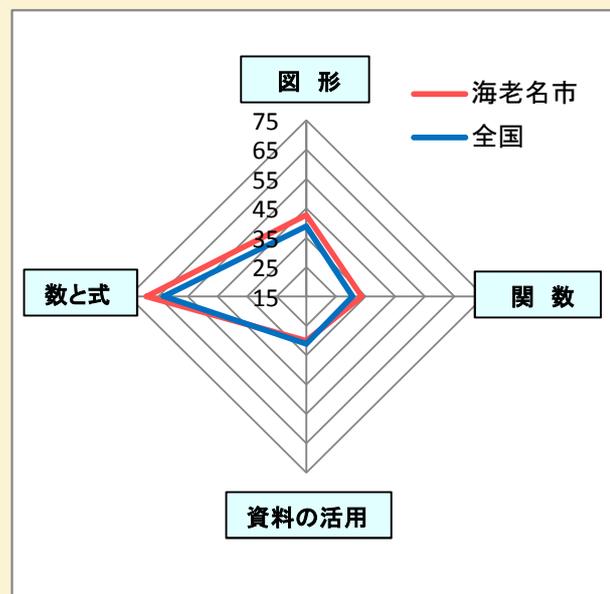
## 領域別の正答率

「資料の活用」以外は全国と比較して上回っています

	海老名市	全国	全国との比較
数と式	68.9	63.2	+5.7
図形	42.8	39.0	+3.8
関数	33.7	30.7	+3.0
資料の活用	30.1	31.2	-1.1

\* 「数と式」については、5.7%上回っていました。

\* 「資料の活用」については、全国的に正答率が低い状況ですが、さらに1.1%下回っていました。



## 内容について

\* ( )内は、平均正答率の全国との比較

全国を上回った設問

- 「連続する3つの整数の和は中央の整数の3倍になる」ことを、文字を使って説明する。( +14.5 )
- 円錐の展開図について、おうぎ形の中心角の大きさと円の半径の長さの関係を選ぶ。( +7.3 )
- 与えられた証明をもとに、条件を正方形から平行四辺形に変えたときの証明を完成させる。( +7.0 )

全国を下回った設問

- 落し物調査の表から「ある数の全体に占める割合」を求める式を作る。( -4.2 )
- 投影距離と投影画面の大きさの関係を踏まえて、スクリーンにあうプロジェクターの置き場所を選ぶ。( -0.1 )

### 数学Bで平均正答率の全国との差が小さかった設問の例

割合を求める設問 (全国との比較-4.2%)

拓也さんが作った表(落し物調査) (個)

		1回目	2回目
割合	文房具	201	212
	ハンカチ・タオル	49	28
	その他	55	50
落し物の合計		305	290
落し物の合計の平均値 (1学級あたりの落し物の個数)		20.3	19.3

(1) 拓也さんが作った表の1回目の調査で、落し物の合計のうち、文房具の占める割合を求める式を答えなさい。ただし、実際に割合を求める必要はありません。

正答  $201 \div 305$

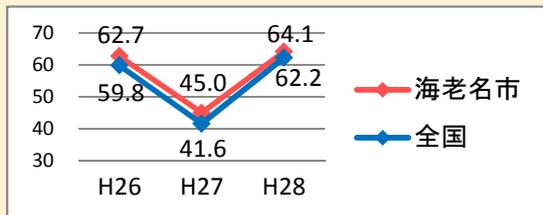
☆数学Bのすべての設問は、国立教育政策研究所のホームページで見ることができます。

## 考察

- ◆ 全国と比べて、正答数が7問以上の生徒が多く、6問以下の生徒が少ない傾向があることから、基礎的な力を生かして問題を解決する力は、おおむね身につけている。
- ◆ 全国と比べて、「数と式」「図形」「関数」の領域では平均正答率が大きく上回っており、基礎的な力を活用して問題を解決する能力が身につけている。
- ◆ 各学年の3学期に取り扱う学習内容、特に「資料の活用」の領域では平均正答率が下回っていて、指導の工夫が求められる。

### 新規追加(昨年度は表)

#### これまでとの比較



- ◆ 平成27年度は平均正答率の差が大きくなったが、平成28年度は差が小さくなっている。
- ◆ 特に「関数」「資料の活用」の領域では、改善が必要である。

## 指導の改善にむけて

- ◆ 「資料を活用する力を高める」ために
  - 資料を活用するための基礎的な事項を確実に指導する。
  - 表やグラフを読み取り、わかった事について話し合う活動を取り入れ、指導する。
- ◆ 「数学的な考え方をさらに身につける」ために
  - 自分の考えを説明したり話し合ったりする活動を取り入れ、指導する。
  - 日常生活に即した課題に取り組み、数学の楽しさや面白さを感じることができるよう指導する。

平成28年9月29日  
定例教育委員会資料  
教育支援課指導係

(案)

平成28年度  
全国学力・学習状況調査の  
結果について



海老名市立〇〇小学校

## 目次

全国学力・学習状況調査について	P. 1
「国語に関する調査結果」と「今後の具体的な取組」	P. 2
「算数に関する調査結果」と「今後の具体的な取組」	P. 3
「児童質問紙の結果より」と「今後の具体的な取組」	P. 4
ご家庭で取り組んでいただきたいこと	P. 5



## 資料 学習・生活習慣と学力との関係

文部科学省が全国の児童生徒の調査結果を分析したところ、次のようなことがわかりました。海老名市全体の分析でもまったく同じ結果が出ています。

次のような児童・生徒ほど、教科の平均正答率が高い傾向にあります。  
(教科に関する調査、児童・生徒質問紙調査より)

### 【教科への関心・意欲・態度】

- ・国語、算数・数学に対する関心・意欲・態度が高い

### 【学校生活】

- ・学級みんなで協力して何かをやり遂げうれしかったことがある
- ・先生は、自分のよいところを認めてくれていると思う

### 【基本的な生活習慣】

- ・朝食を毎日食べる
- ・毎日、同じくらいの時刻に寝る

### 【社会に対する興味・関心】

- ・地域や社会で怒っている問題や出来事に関心がある
- ・新聞を読んでいる
- ・テレビのニュース番組やインターネットのニュースを見る事に関心がある

### 【家庭学習・読書】

- ・学校の授業時間以外での学習時間が長い
- ・自分で計画を立てて学習をする
- ・学校の宿題、授業の予習・復習をする
- ・読書が好き、読書時間が長い、学校や地域の図書館に行く頻度が多い

### 【家庭でのコミュニケーション】

- ・家の人と学校での出来事について話をする
- ・家の人は、授業参観や運動会などの学校行事に来る

### 【自尊感情・規範意識】

- ・ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある
- ・学校のきまり、規則を守っている
- ・人の気持ちが分かる人間になりたいと思う

### 【基本的な生活習慣】

- ・携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをする時間が短い

# 全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査は、平成19年度に始まった全国一斉の調査です。平成22～24年度は抽出調査(平成23年度は震災の関係で実施を中止)でしたが平成25年度から再び、全国すべての小中学校が対象となりました

## ◆ 調査の目的

- (1) 児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- (3) 以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## ◆ 調査の対象

- 国・公・私立学校の以下の学年、原則として全児童生徒
- ・ 小学校第6学年
  - ・ 中学校第3学年

## ◆ 調査内容

- (1) 教科に関する調査

### 【小学校】

- 国語A・算数A (主として「知識」に関する問題)
- 国語B・算数B (主として「活用」に関する問題)

### 【中学校】

- 国語A・数学A (主として「知識」に関する問題)
- 国語B・数学B (主として「活用」に関する問題)

「主として『知識』に関する問題」とは？

これからの学習や生活をしていく上で、確実に身につけておかなければならない基礎的な力を調査する問題

「主として『活用』に関する問題」とは？

身につけた基礎的な力を生かして様々な問題を解決したり、工夫して生活したりする力を調査する問題

- (2) 児童生徒に対する質問紙調査

学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問

- (3) 学校に対する質問紙調査

指導方法や取組、人的・物的な教育条件の整備の状況等

## ◆ 調査実施日

平成28年4月19日(火)



# 国語に関する調査結果

## 国語 A

(主として「知識」に関する問題)

《優れている所》

○ページ内の文言・様式については、学校裁量で変更することができる。

○保護者にとって、分かりやすい表現にする。

《努力を要する所》

## 国語 B

(主として「活用」に関する問題)

《優れている所》

《努力を要する所》

### これまでの取組から

### 今後の具体的な取組について

イラストは各校で変えてください。  
(他のページも)



## 算数に関する調査結果

### 算数 A

(主として「知識」に関する問題)

《優れている所》

○ページ内の文言・様式については、学校裁量で変更することができる。

○保護者にとって、分かりやすい表現にする。

《努力を要する所》

### 算数 B

(主として「活用」に関する問題)

《優れている所》

《努力を要する所》

### これまでの取組から

### 今後の具体的な取組について



# 児童質問紙の結果より

## 学習について

《よかった所》

《課題と思われる所》

## 生活について

《よかった所》

《課題と思われる所》

○このページの表記の仕方は、数値を使って具体的に記述してもよい。

## これまでの取組から

## 今後の具体的な取組について



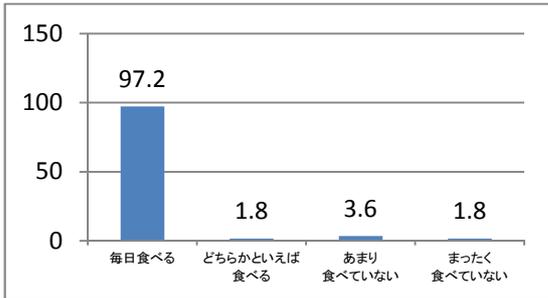
# ご家庭で取り組んでいただきたいこと

平成28年度全国学力・学習状況調査の結果の分析より、「ご家庭で取り組んでいただきたい6つの項目」をまとめました。できることから、ぜひ、始めてみてください。

1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○しましょう。



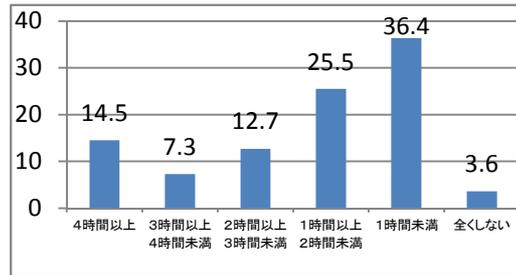
朝食を毎日食べていますか。



2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○しましょう。



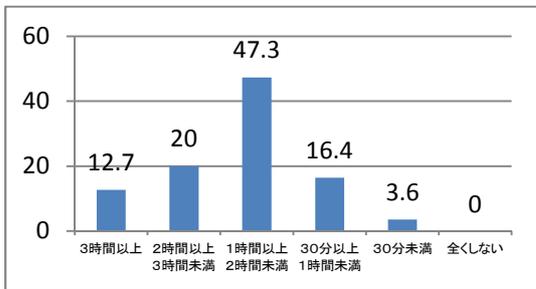
普段一日どれぐらいの時間ゲームをしますか。



3 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○しましょう。



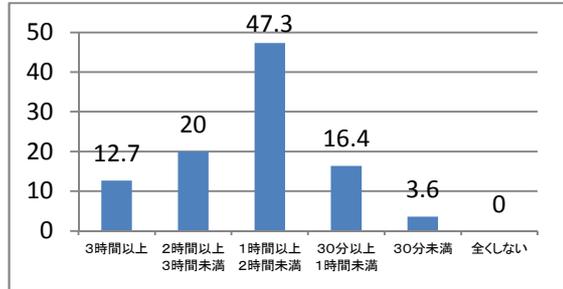
○○○○○○○○○○○○○○○○○○



4 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○しましょう。



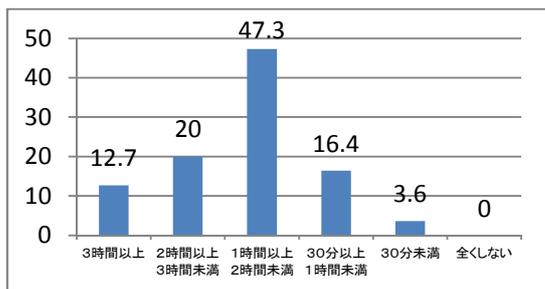
○○○○○○○○○○○○○○○○○○



5 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○しましょう。



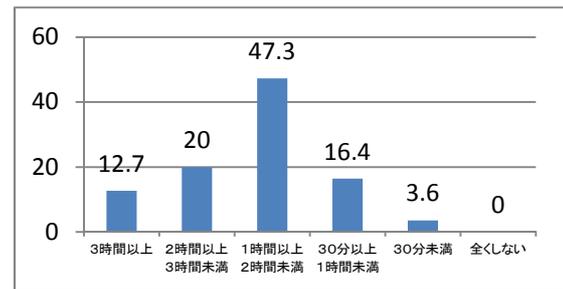
○○○○○○○○○○○○○○○○○○



6 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○しましょう。



○○○○○○○○○○○○○○○○○○





平成28年11月